

農政商工観光委員会会議録

日時 平成20年2月29日(金) 開会時間 午前10時03分
閉会時間 午前11時12分

場所 第2委員会室

委員出席者 委員長 浅川 力三
副委員長 棚本 邦由
委員 渡辺 巨人 皆川 巖 高野 剛 堀内 富久
金丸 直道 白壁 賢一 仁ノ平尚子

委員欠席者 深沢登志夫

説明のため出席した者

農政部長 遠藤 順也 農政部次長 笹本 英一 農政部技監 雨宮 進
農政部技監 矢野 一男 農政総務課長 安藤 輝雄 指導検査室長 望月 剛
農村振興課長 猗股 寿雄 果樹食品流通課長 西島 隆 畜産課長 渡辺 富好
花き農水産課長 進藤 政秀 農業技術課長 山本 一 耕地課長 加藤 啓

商工労働部長 横森 良照 産業立地室長 廣瀬 正文 商工労働部理事 堀内 豊彦
商工労働部次長 中楯 幸雄 商工労働部次長 野村 敬一
商工総務課長 中村 雅夫 商業振興金融課長 深沢 博昭 工業振興課長 清水 幹人
労政雇用課長 山田 幸子 職業能力開発課長 名取 俊樹
産業立地推進課長 中込 雅

議題 第48号 平成十九年度山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出中農政商工観光委員会関係のもの、第三条繰越明許費の補正中農政商工観光委員会関係のもの及び第四条債務負担行為の補正中農政商工観光委員会関係のもの
第52号 平成十九年度山梨県中小企業近代化資金特別会計補正予算
第53号 平成十九年度山梨県農業改良資金特別会計補正予算
第66号 変更契約締結の件
第67号 不動産購入の件

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時03分から午前10時23分まで農政部関係、休憩をはさみ午前10時43分から午前11時12分まで商工労働部関係の審査を行った。

主な質疑等 農政部関係

第48号 平成十九年度山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出中農政商工観光委員会関係のもの、第三条繰越明許費の補正中農政商工観光委員会関係のもの及び第四条債務負担行為の補正中農政商工観光委員会関係のもの

質疑 なし

討 論 なし

採 決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第53号 平成十九年度山梨県農業改良資金特別会計補正予算

質 疑 なし

討 論 なし

採 決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第66号 変更契約締結の件

質 疑 なし

討 論 なし

採 決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 商工労働部関係

第48号 平成十九年度山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出中農政商工観光委員会関係のもの、第三条繰越明許費の補正中農政商工観光委員会関係のもの及び第四条債務負担行為の補正中農政商工観光委員会関係のもの

質 疑

(信用補完対策費について)

金丸委員 信用補完対策費の8,631万5,000円ですが、これは信用保証協会の代位弁済の補てんということですね。これは何力所ぐらい代位弁済をしたところがあるかわかりますか。

深沢商業振興金融課長 代位弁済は、信用保証協会で行っておりますので、今、手元に数字を持っていなくて恐縮ですが、記憶では199件だったと思います。今は正式に確認できないので、また後で答えさせていただきたいと思います。

金丸委員 このいわゆる代位弁済は、もう借入している人に対する債務はなくなっているということなのか、それとも継続してまだこの債務は続いているのか、この辺はどうなっているのか。

深沢商業振興金融課長 融資は金融機関が行っておりますので、金融機関に対して保証協会が代位弁済を行うと、借りている方に対する求償権を保証協会が持つことになりますから、当然、保証協会が今後回収をしていくことになります。

金丸委員 聞くところによると、国の保険制度というのがありますね。これは代位弁済と同様に、国の保険から補てんされたりしているということですか。

深沢商業振興金融課長 はい、金融機関から代位弁済の請求がありますと、一般的にはその8割は国の保険から支払われます。残り2割が、実質的に保証協会が損失を被るわけですが、その2割に対して、資金によりますが、県が55%から75%の範囲内で補てんをしております。

金丸委員 今、求償権という話がありましたが、もちろんこれは連帯保証人をつけていますよね。連帯保証人にも請求をして、それでも回収できないということから代位弁済となると思うんですが、保証人などに対する請求行為というのはどうなっているんですか。

深沢商業振興金融課長 代位弁済は、金融機関に支払います。金融機関は、3カ月ほど支払いがとまったりして事故になった場合については、保証協会に対して弁済を求めますので、そこで終わりになります。保証協会は求償権を引き継ぐので、保証人がいる場合については保証人に、担保がある場合については担保について回収を図っていくということになります。

ただ、保証人については、第三者保証人は不要で、会社の社長さんは連帯保証人になる必要がありますが、その他の保証人は現在は必要としておりません。ただ、制度が始まったのが18年の4月からですので、それ以前の融資には、まだ連帯保証人の方が残っていますが、現在では、代表者の方だけが連帯保証人になっております。以上です。

金丸委員 それは、信用保証協会がきちんと法に基づいてやっているという理解の上で、県費でこういう形で補てんをしていくということだと思っけれども、信用保証協会には、県から課長かだれかが行っているということなんですか。

深沢商業振興金融課長 県の職員が派遣されているかということですが、現在、1名、専務として派遣されております。

金丸委員 その人を通じて、今どんな流れだというような話はあるわけだね。

深沢商業振興金融課長 県は、直接的にはその経営や運営にはタッチしておりませんので、個々のことについて報告をいただいておりません。この損失補償自体は県が年度当初に債務負担行為を設定しておりますから、それに基づいて、書類が上がってきますので、それを審査して交付することになっております。

金丸委員 わかりました。ことしは景気の回復がなかなか遅々として進まないという状況もあるので、重いのかなという感じがするんですけども、従前と比較をしたときには、損失補てんというのは現在どんな状況なのか、示してもらえませんか。

深沢商業振興金融課長 今、手元には昨年との比較しか用意していないんですが、保証協会自体はいろいろな保証をしておりますから、県の補償対象となるものに限って申し上げますけれども、代位弁済額が昨年は9億2,900万円でしたが、ことしは7億6,300万円ということで減っております。

そのうち県の補償対象になるのは、55%から75%と先程申し上げましたけれども、昨年は1億8,200万円、今年は1億5,400万円。損失補償額が、昨年は1億3,000万円、今年は1億700万円です。少し減少しております。

金丸委員

商業振興金融課においてそういう制度があって貸し付けるということだから、もちろん実情を把握しながら貸し付けていると思います。申請があって、貸し付けたところに対する指導というものを、経営状態とか、経営に対する相談を受け付けるといったことをすることによって、その会社が倒産するのを未然に食いとめることも可能ではないかと思うんですけども、その辺りはどうなっているのか。

深沢商業振興金融課長

融資した先に対する指導ということですが、私どもは実際には行っておりません。中小企業全体の経営については、産業支援機構とか商工団体を通じて、相談があれば対応しておりますが、この融資制度は県が貸付原資の一部を預託し、金融機関と協調して融資するという協調融資制度をとっておりますので、融資の審査等は金融機関が、保証審査については信用保証協会が行っております。ですから、貸し付けるときにも、直接県はその審査にはタッチしておりません。当然決定をしますから、上がってきたものが適正であれば決定しますが、直接的に借り入れる方とは面接しておりません。その後の償還につきましても金融機関が直接的に関わっていますので、私どものほうでは、直接償還指導等は行っておりません。

金丸委員

金融機関との協調融資ということだけれど、金融機関は損失が特には出ないわけですね、信用保証協会からの補てんがあるから。結果的に、損失が出るのは県というわけだから、県として、受け入れ状況あるいは指導といったことに対して関わっていくということは、私はあってしかるべきだと思うんです。法的にそういう立場にないということであれば別ですが、関わる必要があるかと私は思うんですが、その辺はどうなんですか。

深沢商業振興金融課長

金融機関が損失を受けないという点ですが、これまではリスクの100%を保証協会が負ってきましたが、昨年10月から責任共有制度というのが導入されて、金融機関も2割リスクを負うことになりました。今回のものには入っておりませんが、そのように制度が変わってきました。

また、損失補償をしているのは県の制度融資のうち、やはりリスクの高い、金融機関が貸しづらい、また保証協会も保証しづらいという貸し付けですから、比較的风险が高いけれども、中小企業の資金繰りの円滑化のために県が損失補償をすることによって、資金が円滑に活用できるということを目的に債務負担行為を設定しているものです。

ただ、県の融資制度というのは、直接的には金融機関が貸し付けることになっておりますので、その融資の個々の償還状況等について、私どもが一つ一つ入っていくということは適当でないと思っております。

(産業集積促進助成金について)

金丸委員

わかりました。信用保証協会にしても、受け入れ状況を把握するという事はなかなか難しい、返済が滞ったときは、最終的に代位弁済となるということだけ、そここのところをもうちょっとやっぱり考える必要があるんじゃないかなということだけを申し上げて、これは終わりたいと思います。

それから、あともう一つ、企業立地対策の関係で、先ほどの説明で雇用の人数が述べられました。この雇用の実態というのは正規の職員なのか、臨時的な非正規職員なのか、この辺の区別はわかりますか。

中込産業立地推進課長 雇用を確認するのは、常用雇用者数という形で、この定義は、雇用された会社から1年間を通じて直接給料が支払われること、さらに、1年以上雇用が継続されること、それから週の所定内労働時間が30時間以上であることということを基調にして、雇用保険の台帳で、雇用保険に基づいてそれぞれ確認をしております。

金丸委員 当初は、そういう確認がされるけれども、半年たったからどういう状況かというのは、把握はされているんですか。

中込産業立地推進課長 産業集積助成金を交付した後、我々産業立地推進室で企業訪問をするんですが、常に雇用の安定化をするためにこの助成金制度が存在するわけですから、必ずすべての企業を訪問するという状況ではありませんが、その都度確認をするように指導していますし、また、大きな変化がある場合は報告を求めるようにしております。

討 論 なし

採 決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第52号 平成十九年度山梨県中小企業近代化資金特別会計補正予算

質 疑 なし

討 論 なし

採 決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第67号 不動産購入の件

質 疑 なし

討 論 なし

採 決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他 ・委員長報告の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以 上

農政商工観光委員長 浅川 力三